

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成30年3月30日 消 防 庁

# 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を本日公布しました。

# 1 改正概要

以下の法令の改正に伴い、当該法令を引用し規定している危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。)の改正を行うものです。

1. 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律 第 52 号)による介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の改正

(介護保険施設の新たな類型として、長期療養のための医療と介護を提供する「介護医療院」 が新設されることに伴う改正)

2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 65 号)による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)の改正(障害者総合支援法において「共同生活援助」、「地域活動支援センター」及び「福祉ホーム」について規定している条項が、それぞれ同法第 5 条第 15 項を同条第 17 項に、第 5 条第 25 項を同条第 27 項に、第 5 条第 26 項を同条第 28 項に改められることに伴う改正)

## 2 省令の公布

消防庁では、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第21号) を本日付けで公布しました。

改正省令新旧対照表 (別紙)



### (連絡先)

消防庁危険物保安室

担当:大越課長補佐、松葉

TEL: 03-5253-7524 (直通)

FAX: 03-5253-7534

Mail: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

# 〇総務省令第二十一号

和 改 律 む 三 正 障 + す 害 平 者  $\mathcal{O}$ 兀 る 成 規 法 年  $\mathcal{O}$ 定 政 律 +日 令 常 に 八 基 第 <u>\frac{1}{2}</u> 年 生 三 成二 法 活 づ き 百 律 及 六 +第 び 号) 危 社 九 六 険 年 + 会 第 生 物 法 五. 号) 活 律  $\mathcal{O}$ 九 規 条 第 を 制 第 総 及 五. 合 に 十 び  $\stackrel{\cdot}{=}$ 関 項 的 地 す 号) 第 に 域 る 支 包 \_\_\_ 規 号 括 援  $\mathcal{O}$ 則 ケ す 口 施 る  $\mathcal{O}$ 行 T 同 た に シ 部 令 伴 ス  $\Diamond$ を 第 テ 1  $\mathcal{O}$ 改 + 法 L 正 律 九  $\mathcal{O}$ 並 す 条 及 U 強 る 第 び 12 化 省 危 児 <del>---</del>  $\mathcal{O}$ 令 た 童 項 険 を に 物 福 8 次 お  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 祉  $\mathcal{O}$ 規 介 1 法 ょ て 護 制  $\mathcal{O}$ う 準 に 保 に 用 関 険 部 定 す を す 法  $\Diamond$ 等 る る 改 る 場 政 正  $\mathcal{O}$ 合 令 す を る 部 昭 含 を 法

平成三十年三月三十日

総務大臣 野田 聖子

危 険 物  $\mathcal{O}$ 規 制 に 関 す る 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令

次 危  $\mathcal{O}$ 険 表 物 12  $\mathcal{O}$ ょ 規 り、 制 12 関 改 す 正 前 る 欄 規 に 則 掲 げ 昭 和 る 三 規 定 十 匹  $\mathcal{O}$ 傍 年 総 線 理 を 付 府 令 L 第 た 部 五. 十 分 五. を 号) ک れ に  $\mathcal{O}$ 順 次 部 を 対 応 次 す  $\mathcal{O}$ ょ る う 改 に 正 改 後 欄 正 す に る 掲 げ る

規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う 12 改 8 る。

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。